

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	22 件

神奈川県国民年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は 20 歳に達した後、当時の勤め先が所在している先の区役所で国民年金制度発足に合わせて国民年金の加入手続を行い、当初は区役所で国民年金保険料を納付し、その後、集金人制度を利用して納付を行った。申立期間当時の保険料は 100 円と記憶しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に達した後、区役所で国民年金制度発足に合わせて国民年金の加入手続を行い、当初は区役所で 100 円の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 8 月に区に払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号の後の任意加入者の資格取得日は 36 年 4 月になっている上、さかのぼって記録されたはずの資格取得日が、36 年 2 月 3 日と記録され国民年金制度の準備期間である発足前の日付になっているなど、行政側の不自然な記録管理がみられる一方、申立人の主張は国民年金の加入状況や納付方法について具体的であることから申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間以外未納期間は無く、申立期間は 12 か月と短期間である上、昭和 54 年 4 月からは付加保険料をも納付するなど納付意欲の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1413

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から同年6月まで

平成15年7月、年金相談センターで、免除期間になっていた13年12月から15年6月までについて、追納の相談をした際に、「25万2,700円」と追納額をメモしてもらった。その1週間後に社会保険事務所でも、26万円とメモしてもらった。そのため、その金額を社会保険事務所で納付したが、現在の社会保険庁の記録では、申立期間については、追納していないことになっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、追納保険料を用意したと主張している金融機関の口座について調査したところ、平成15年7月24日に25万円の出金があったことが確認でき、申立人の所持していたメモの「25万2,700円」とおおむね一致する上、13年12月から15年6月までの期間の追納保険料は25万2,700円であり、社会保険オンラインシステムに入力されている追納日「平成15年7月24日」とも一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の直前の平成13年12月から15年3月までの期間については、追納済みとされている。

さらに、昭和42年3月からの申立人の年金記録に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続も適正に行われており、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間及び同年11月から10年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月から平成元年6月まで
② 平成元年11月から3年11月まで
③ 平成6年1月から同年6月まで
④ 平成8年4月から同年9月まで
⑤ 平成8年11月から10年6月まで

私は、会社を退職した昭和60年6月に区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を毎月納付し、保険料を納付した時に領収書をもらっていた。また、平成6年1月から勤務していた会社が厚生年金保険に加入していないことが途中で分かり区役所に相談し国民年金に加入したが、現年度納付が間に合わず過年度納付することになった。厚生年金保険に加入している会社に勤務しながら国民年金保険料を過年度納付していた時期もある。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、平成8年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、6年7月から8年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年10月分の保険料は現年度納付していることが確認できるが、加入手続を行い過年度納付しているにもかかわらず現年度分を納付していないのは不自然である。

また、申立期間⑤については、その直後である平成10年7月以降の厚生年金保険に加入した時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間⑤以外にも厚生年金保険に加入しながら過年度

納付している期間があることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと考えられるとともに、過年度納付により保険料を納付したとする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

- 2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年8月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①、②及び③の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和60年6月に国民年金の加入手続を行ったが、その際に国民年金手帳を受け取った記憶はないとしているところ、申立人が所持する年金手帳に記載されている住所からは、申立人が平成6年4月以降に居住していた区で国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、昭和60年6月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間及び同年11月から10年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年3月まで

私は、親戚の家業を手伝うため夫と共に昭和58年11月に引っ越しを行い、そこで市役所に行き夫婦二人の国民年金の加入手続をした。保険料の金額は憶えていないが、自宅近くの銀行に行き、納付書で納付した。

ところが、昨年社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の記録について、夫は納付済みとなっているのに私の記録が未納になっていると言われた。申立期間に係る領収書が無く、金額も憶えていないが、私が二人分の加入手続をし、保険料も私が納付したのに、私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、引っ越しを行い、そこで市役所に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付書で納付したと主張しているところ、同時期に加入していることが確認でき、申立期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の申立期間の5か月のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は第3号被保険者への切替手続を適切に行っているなど、申立人の国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から同年9月まで
② 平成12年1月から13年2月まで

私は、申立期間①について、昭和51年6月に厚生年金保険の資格を喪失後、次の厚生年金保険の資格を取得するまでの間、間違いなく国民年金保険料を納付した。

また、申立期間②については、年金受給開始の直前に保険料を未納にするなど考えられず、それぞれの期間について未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については3か月と短期間であり、以後の加入期間については、申立期間を除きすべて納付済みとなっていることから、申立人が国民年金の加入手続を行った直後の申立期間①が未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人に係る平成12年の確定申告に基づく社会保険料控除額が、申立人が申立期間当時居住していた市において確認でき、その金額は、当時申立人が納付していた国民健康保険料額とほぼ同額であり、国民年金保険料については納付されていなかったものと推認されることから、申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、20歳になった時に国民年金に加入し、それ以降は、同居していた両親が、信用金庫で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、両親の保険料が納付済みで、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その両親の申立期間の保険料が納付済みとされていることや、主に保険料を納付していたとする申立人の父親も申立人の申立期間の保険料を納付したと証言していることを考え併せれば、その両親が申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその両親の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行うなど、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から53年6月まで

私は、昭和46年4月ごろ、国民年金制度の案内を何かで見て、国民年金の任意加入手続を行った。保険料額が小遣い程度であったため、夫に相談することもなく加入を決めた。

その後、保険料は銀行で納付し、その領収書も30枚から40枚あったが、年金をもらい始めたので領収書は処分してしまった。申立期間の約7年分の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月ごろ、国民年金制度の案内を何かで見て、国民年金に加入したと主張しているところ、申立期間前の45年7月から46年4月まで市の広報誌に、国民年金制度の案内に関する記事が連載されていたことが確認できる。

また、申立人が、申立期間の加入当初に納付したと主張している国民年金保険料の金額は、当時の保険料の金額とほぼ一致している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する銀行名についても、申立期間当時の合併前の名称であったことが確認できる。

加えて、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であり、厚生年金保険の標準報酬月額等級はすべて当時の最高等級であったことから、申立期間の国民年金保険料を納付する資力を十分有していたものと考えられる。

その上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1419

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 47 年に国民年金に加入してからは、国民年金保険料を納付しなかったことは無い。私は、毎月、市役所又は金融機関で申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月、市役所又は金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間は国民年金に任意加入中の期間であり、その直後の昭和 59 年 12 月に資格喪失していることや、申立人は、国民年金に任意加入してから資格喪失するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料を完納していることを考え併せれば、申立人は、申立期間については、保険料を納付する意思を有し、保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が、申立期間直前の昭和 57 年度及び 58 年度の保険料を前納したとされているものの、申立人の特殊台帳には、56 年度から 58 年度までの期間の保険料を前納したものとされていることから、両者の納付記録に齟齬が見られるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は 8 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私の父親が、平成4年5月に私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。はじめに平成4年度分の納付書が届き、その後に3年度分の平成4年2月及び同年3月分の納付書が送られてきたことを記憶している。父親は、国民年金に関心が高く送付された納付書の保険料は、すべて納付していたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行い、その後、納付書が2回送られ、父親が保険料を納付したことを記憶していると主張しているところ、申立内容は具体的であり、納付書送付についても社会保険事務所の取扱いと一致していることから、申立内容は信憑性が高いものと考えられる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間以外に未納期間はなく、申立人と同居していた申立人の母親及び弟の加入状況及び保険料の納付状況をみると、いずれも20歳の時から加入し、保険料も納付済みとなっていることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、加入手続を行った平成4年4月から現年度分の保険料については定額保険料に加え付加保険料を納付していることから納付意欲の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 58 年 6 月までの期間、59 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 58 年 6 月まで
② 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 10 月に会社を退職したので、国民年金に加入し妻が保険料を納付してきたが、途中未納期間があるということで、区役所から保険料の督促通知が届いた。それで、区役所に行き相談したところ、未納になっている保険料をまとめて納付できると聞いた。そのようなことが 2 回あり、1 回目は 10 万円で、2 回目は 12 万円と大金ではあったが、年金保険料は納付した方がよいと思い、後日自宅近くの銀行で納付書で納付した。申立期間の保険料をまとめて納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納保険料の督促通知が届いたことを契機に、区役所で相談の上、納付書を発行してもらい、銀行で納付したと主張しているところ、社会保険庁の特殊台帳によると、昭和 58 年当時、納付書が発行されていることが確認できるとともに、申立内容は具体的であり、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額の合計金額とおおむね一致している。

また、申立期間①、②及び③ともに前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立人に係る国民年金保険料の全納付済期間の過半については付加保険料を納付しているなど、保険料の納付意欲が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の母親が平成 7 年度から 11 年度まで年払いで一括して市役所の支所の窓口で納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を平成 7 年度から 11 年度までは年払いで一括して市役所の支所の窓口で納付していたと主張しているところ、申立内容のとおり、7 年度から 10 年度までは保険料を各年度の 4 月に前納したことが社会保険庁の納付記録から確認でき、申立人の母親が、納付していたものと推認される。このことからすれば、11 年度分の国民年金の納付書が住所地に到達しない事情も見当たらないことから、11 年度も 10 年度までと同様に 4 月に前納したものと考えるのが自然であり、申立期間においては、納付したとする国民年金保険料年額が当時の国民年金保険料年額とおおむね一致する。

また、平成 12 年 4 月以降に生じた未納期間については、申立人の母親は、申立人を住民票から削除したため国民年金の納付書が届かなくなり納付できなくなったが、19 年 1 月に申立人が戻り、6 月に再度住民登録と国民年金の加入手続をして、申立人の母親が平成 19 年度分の保険料を前納し、2 年間さかのぼって納付できると聞いたので納付したとしているところ、社会保険庁の納付記録と一致していることが確認でき、申立人の母親の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、納付期間の保険料は継続して

前納しているなど納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月末に勤務先の会社が倒産したので、国民年金に加入しなければならないと思い、すぐに区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、毎月、区役所の窓口で切替手続を行った際にもらった納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月末に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が同年 4 月 30 日に厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行ったことが推認できることから、申立人の証言は基本的に信用できる。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った後、毎月、区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の切替手続の状況及び保険料を納付した際の状況について、具体的かつ詳細に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年8月まで

私は、昭和62年8月に会社を退職した直後に国民年金への切替手続を市役所で行った。国民年金保険料は、納付書により夫婦二人分を妻が市役所で納付していたが、63年4月から同年8月までの5か月間は妻のみが納付済みとなっており、私の記録が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に市役所で納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録において申立人夫婦の国民年金保険料の納付日が確認できる期間では、夫婦とも保険料を同一日に納付していることが確認でき、申立期間当時から夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認できることから、申立人の妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間以外には未納がなく、十数回に及ぶ厚生年金保険から国民年金への切替手続や第3号被保険者への種別変更手続も適切に行われていることから、年金制度への意識及び国民年金保険料の納付意欲は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月、同年6月から同年8月までの期間及び47年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月及び同年9月
② 昭和46年3月
③ 昭和46年6月から同年8月まで
④ 昭和47年4月から同年12月まで

私は、国民年金にいつ加入したか、はっきり憶えていないが、国民年金手帳には、資格取得日が昭和42年8月20日と記入してある。また、申立期間①から④当時、市役所の支所の窓口で国民年金保険料を納付していた。私は、厚生年金保険の資格を喪失した後は、必ず国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付しなかったはずはないので、申立期間①から④が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金保険料の納付記録によると、当初、申立期間②及び③に挟まれた昭和46年4月及び同年5月と申立期間④直前の47年2月及び同年3月が未納とされていたが、申立人が所持する国民年金手帳に検認印が押されていたことなどにより、納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間②及び③について、申立人の納付記録によると、申立期間②と③に挟まれた昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料が納付済みとされているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は47年4月ごろに払い出されていることから、当該期間は過年度納付によるほかないが、申立人が当該期間の保険料を過年度納付しておきながら、その前後の申立期

間②及び③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間④について、申立人の所持する国民年金手帳の検認印によると、申立人が、昭和 47 年 4 月 28 日に申立期間④直前の同年 2 月及び同年 3 月の保険料を納付していることが確認できることや、申立人の国民年金手帳記号番号が同年 4 月ごろに払い出されていることを考え併せれば、申立人が加入直後の申立期間④の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 4 月ごろに払い出されていることから、この時点で、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月、同年 6 月から同年 8 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月及び同年 9 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月
② 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで

私は、申立期間は姉と同居しており、姉が私の国民年金加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してくれていた。私が婚姻後は、自分で納付書どおりに国民年金保険料を納付しており、当時、居住地の区役所で未納期間が無いことを確認していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は合計 8 か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和 37 年 12 月であり、38 年 3 月に 37 年 4 月から同年 7 月までの保険料をさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できるにもかかわらず、最初の 1 か月のみを未納のままにしておくのは不自然である。

さらに、申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人の国民年金加入手続を行い保険料を納付していたとされる申立人の姉は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1427

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 53 年 3 月まで

私が、20 歳になった時、母親が、国民年金の加入手続を行い、保険料は自宅へ集金に来た人に納付してきた。その後、会社に勤め、昭和 46 年 3 月に会社を辞めた時、「会社を辞めたら、国民年金に加入しなければいけない。」と母親が言うので、私は、申立期間の再加入手続を母親に依頼し、保険料は再び集金人に納付してきた。

申立期間当時の保険料は、母親、妹及び私の 3 人分を集金人に納付していた。

領収証は紛失してしまったが、間違いなく納付しているので、申立期間の保険料納付を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してきたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、昭和 45 年 7 月からは原則として、保険料の納付は納付書方式により行われているが、以前から集金人による保険料納付を行っている被保険者には、引き続き集金人による保険料納付が行われていた可能性があるとの回答を得ることができた。

また、申立人の妹は、「母親は、兄妹に分け隔てが無かったので、兄（申立人）の保険料のみを納付しないと考えられない。」と証言しており、かつ、その妹は、結婚するまでの期間について、保険料の未納はなく、2 回の厚生年金保険被保険者期間後の国民年金の加入手続も適切に行っており、申立人の母親も保険料の未納は無い。

さらに、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、結婚直後の昭

和 53 年 3 月に転居先の住所地で夫婦連番で払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、既に別番号が 42 年 9 月ごろに転居前の住所地で払い出されており、現に国民年金保険料も 45 年 2 月まで納付していたことが確認できるところ、53 年 3 月に手続を行ったとする申立人の妻は、当時、申立期間を含む転居前の期間に居住していた住所地の区に、申立人の国民年金の納付記録を照会したが、納付記録がないとの回答を受けたとしており、申立期間を含む転居前の期間について、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月から39年12月まで

私は、昭和38年3月からA区にある親戚宅で家事見習をしていたので、その頃、親戚が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたかもしれない。あるいは、昭和39年12月にB町にある実家に戻ったので、その時に父親が申立期間の保険料を納付したのかもしれない。

いずれにしても、昭和44年3月に結婚してC市に転居する際父親から渡された国民年金手帳には、事務連絡と書かれたわら半紙が貼^はってあり、そこには申立期間の保険料が納付済みとなっているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区にある親戚宅で家事見習をしていた際に、申立人の親戚が国民年金の加入手続きを行ったかもしれないとしているところ、申立人の国民年金手帳は、昭和40年1月にA区から交付されており、申立人はその直前の39年12月には実家のあるB町に戻ったとしているものの、その後、申立人の親戚が申立人の父親に国民年金手帳を転送していたことが考えられるとともに、その時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和44年3月に結婚してC市に転居する際父親から渡された国民年金手帳には、事務連絡と書かれたわら半紙が貼^はってあり、そこには申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっているとしているところ、申立人は、42年4月に実家のあるB町で再交付された国民年金手帳を所持しており、その国民年金手帳には、事務連絡と記載されたわら半紙が貼^{ちようふ}付され、

被保険者である申立人が転出することになったのでお知らせしますという文言と共に申立人の昭和 38 年度から 41 年度までの保険料の納付状況が記載されている。これによると、申立期間を含む昭和 38 年度 3 期及び 4 期が納付済み、同じく申立期間を含む 39 年度から 41 年度が 1 年分納付済みとの記載となっている上、国民年金手帳の印紙検認記録欄では、42 年度及び 43 年度はすべて納付済みとなっている。申立人は昭和 44 年 3 月に結婚して C 市に転居していることから、申立人の父親は、申立人の転居前の昭和 38 年度から 43 年度までの国民年金保険料の納付状況を B 町においてわら半紙に記載してもらい、これを再交付された国民年金手帳に貼付して申立人に手渡したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の姉は、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に申立人の父親が納付していたと証言しているところ、申立人の姉の申立期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から48年9月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

私が20歳になった時、事業主である長兄が国民年金の加入手続をし、保険料額は覚えていないが給料から天引きされ、長兄が食品健康保険組合の集金人に次兄の分も含めて3人分の保険料をまとめて納付していたはずであり、未納となっているのは納得がいかない。また、結婚後、妻が夫婦二人分の保険料をいつも一緒に納付していたはずであり、妻が納付済みとなっているのに私が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、現年度納付できる期間であることから申立期間②が未納とされていることは不自然である。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みであり、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間以後の加入期間はすべて納付済みであり、厚生年金保険への切替手続も適切に行われており、納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人は事業主である長兄が20歳の時に国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年9月に食品健康保険組合に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大半は時効により納付できない期間であり、

申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから一部過年度納付されたことも考え難い。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 52 年ごろ、自宅に国民年金の加入勧奨の手紙が届き、国民年金に加入した。その後、銀行で納付書により保険料を納付しており、また、当時の家計簿にも、予算的に切りの良い数字「年金 5,000 円」と国民年金保険料の支払いを記載しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 57 年当時の家計簿には電気、ガス、新聞代などとともに「年金 5,000 円」との記載があり、これは当時の国民年金保険料として計上されたものと推認でき、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立期間直後の 58 年 4 月以降も同様に記載してあるところ、保険料は納付済みとされていることから、申立期間においても保険料を納付していたものと考えるのが合理的である。

また、申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人は昭和 52 年 7 月に国民年金に任意加入後、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

さらに、申立期間当時、申立人の夫の職業や住所の異動は無く、生活状況に変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び61年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和61年12月から63年3月まで

昭和42年に会社を退職後、厚生年金保険を一時金で受け取るよりも国民年金に切り替えて保険料の納付を継続した方が有利とのアドバイスを受け、国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。以前、保険料が未納とされていた昭和46年度分の領収書があったので、納付記録を訂正していただいた。申立期間の保険料も確かに納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年に会社を退職した直後から、国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

申立期間①については、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人の住所やその夫の職業に変更はなく、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間①の保険料を納付していないとされているのは不自然である。

また、以前、保険料が未納とされていた昭和46年度分については、申立人が所持していた領収書により、納付済みと記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②については、申立人は、その夫が会社を退職後に退職前の会社の代理店事業を興したが、独立当初から夫の事業は順調であったと証言しており、申立期間②の半年後には、申立人の夫の会社も厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②の国民年金保険料を納付

する資力を十分有していたものと考えられる。

加えて、申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の担当者が記載したと主張するメモ書きを所持しており、このメモ書きには、昭和 61 年度分及び 62 年度分の国民年金保険料の金額及び納付期限が記載されており、その一部期間については保険料が納付済みとなっていること、かつ、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立期間②の保険料を納付していたとして特段不合理な点は認められない。

その上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、国民年金の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への切替手続等も適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

昭和 43 年 1 月に会社を退職した時には、既に 20 歳を過ぎていたので、母親から社会保障が無くなるからと国民年金への加入を勧められ、区役所へ行き自ら加入手続を行った。

申立期間当時は、納付書により郵便局で保険料を納付していた。昭和 48 年の確定申告の際に社会保険料控除として納付した国民年金保険料の金額が記載された控えも持っている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 48 年の確定申告時の社会保険料控除として国民年金保険料額が記載された確定申告書の控えを所持しており、その金額は、申立期間当時の保険料年額と一致することから、申立期間の保険料を納付した可能性が高いものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により郵便局で納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、現年度国庫金納付書により郵便局などで保険料を収納していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、特段の生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った以降、申立期間を除き、

国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和39年7月ごろ、市役所から国民年金の加入勧奨のハガキがきて、自ら市役所で加入手続を行った。保険料については、結婚するまでは両親が、結婚後は自ら納付してきた。申立期間当時は、納付書により銀行で、3か月ごとに3,000円くらいの保険料を納付した。納付書はミシン目の入った横長で、納付すると切り取られ左端が残ったことを覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたところ、申立人は申立期間直前の昭和49年12月に転居した際に住所変更手続を適時に行ったことが申立人が所持する国民年金手帳から推認され、転居先にも納付書は届いていたものと考えられる。

また、申立人は、ミシン目の入った横長で納付後に切り取られると左端が残った納付書により3か月ごとに3,000円くらいの国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、申立人の記憶している形態の納付書により3か月ごとに保険料を収納していたことが確認できるとともに、当時の3か月分の保険料は申立人の記憶している保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は任意加入中で、かつ、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、

保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月まで

私の母親は、昭和 57 年 3 月に、私の将来のことを考えて区役所で国民年金の加入手続を行った。母親は、その際、窓口の担当者から、「2 年間さかのぼって納付すれば満額支給になります。」と言われたのを記憶している。国民年金保険料の納付については、母親が納付書を使用して金融機関で間違いなく納付しており、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が同年 5 月 28 日に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行っていることが推認できることから、当時、保険料を納付することが可能であった当該期間の保険料月額が同年 4 月以降に納付済みとなっている保険料月額よりも安価であることから、過年度納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、加入当初の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間当時、国民年金に任意加入し、付加保険料を納付していることが確認でき、申立人は母親と同居していたにもかかわらず、申立人のみ保険料を納付しなかったとは考えが難い。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間はすべて保険料を納付しているとともに、大半の期間については保険料を前納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立人は、昭和 57 年 3 月に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、前述のとおり申立人の国民年金手帳記号番号が 60 年 5 月 28 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、55 年 6 月から 58 年 3 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、2 年間さかのぼって納付したことは記憶しているものの、納付時期の記憶は定かでなく、申立人が保険料の納付について口座振替を開始したとしている時期の記憶についても、約 2 年の相違があることから、申立人の母親がさかのぼって保険料を納付した時期も国民年金手帳記号番号が払い出されていた昭和 60 年 5 月ごろであった可能性がある。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年1月までの期間及び7年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月から4年1月まで
② 平成7年7月から同年8月まで

私は、これまでに厚生年金保険及び共済年金から国民年金への切替手続を十数回漏れなく行い、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付してきたにもかかわらず、申立期間について、社会保険事務所の納付記録が未納となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、いずれも厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたことが推認され、切替手続を行っていないながら、保険料が未納とされているのは、不自然である。

また、申立人の夫は、国民年金加入期間の保険料については、申立期間を含め、すべて納付済みとなっており、申立人のみ申立期間の保険料が未納となっているのも不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっているとともに、厚生年金保険及び共済年金から国民年金への切替手続を多数回に渡り適切に行うなど、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 11 月に結婚し、その直後に未納とされていた 2 年分の保険料を A 町でまとめて納付した。

また、これとは別に結婚してから 4 年か 5 年後にさらに未納とされている過去の保険料を、まとめてさかのぼって納付できるという文書等を見たことから、この機会に納付しておくことが有利と考え、転居先の B 市で保険料を納付した。

私は、納付すべき保険料はすべて納付していると思っているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納とされている過去の国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付できるとする文書等を見たことから、この機会に申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人が当時居住していた B 市の昭和 47 年 3 月の広報紙には、第 1 回目の特例納付勧奨の記事が掲載されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 42 年 11 月に結婚して 4 年か 5 年後の 46 年か 47 年に、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、この期間は第 1 回目の特例納付が実施されていた期間である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を結婚直後にまとめてさかのぼって A 町で納付し、その 4 年か 5 年後にも転居先の B 市でまとめてさかのぼって納付したとしているところ、申立人は、結婚直後の昭和 42 年 12 月に時効により納付できなくなる期間限度の保険料を、A 町で納付していることが確認で

き、過年度納付と特例納付との混同も無く、申立人の家庭の当時の経済状況からみても、申立期間の保険料を特例納付したとして特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者に該当する可能性のある1か月を除き、すべて保険料を納付しており、保険料の前納、任意加入も行うなど、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1437

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金については、私が昭和 47 年 5 月に厚生年金保険の資格を喪失した後、自分で当時居住していた市の市役所に行って、同年 5 月に任意加入する手続きを行い、その後保険料の納付は、初めのころは、私が市役所の徴収員へ納付し、52 年ころからは銀行で振り込んでいたのに、申立期間の国民年金保険料が、未加入とされていることに納得がいかない。

国民年金手帳に昭和 60 年 4 月 26 日付で被保険者でなくなった日と記録されているが、当時私は、お金に困っておらず任意加入被保険者の資格を喪失する理由もないし、資格喪失申出書の届出を社会保険事務所へ提出した記憶もない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計 12 か月と短期間であるとともに、申立期間以外は、すべての加入期間の国民年金保険料を納付しており、申立人は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更届出の後、付加年金を加えた国民年金保険料を納付しているとともに、国民年金に関する各種届出も適切に行われていることが確認できることから、国民年金に対する意識も高かったものと認められる。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、約 13 年間加入を続けた任意加入被保険者資格を、生活の状況に特段の変化がない中で自ら資格喪失の届出をすることは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付状況について、申立人は納付場所の状況等を具体的に記憶しており、当時の取扱状況からも不自然な点はな

く、申立内容は信^{びょう}憑性が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 5 月に結婚し現在居住している地区に転居した。この地区には納税組合が存在しており、市から委託されて税金や国民年金保険料を徴収していた。私は、転居後しばらくしてからその組合の組合員となり、そのころに夫婦で国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。

その後、未納となっていた過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できる機会があり、私は、申立期間における夫婦二人分の保険料 4 万円程度を、場所は銀行の窓口であったと思うが、納付書を添えて納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年に結婚した後しばらくしてから夫婦で国民年金に加入し、その後国民年金保険料が未納となっていた申立期間について、夫婦二人分の保険料 4 万円程度をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人及びその夫の被保険者台帳をみると、申立期間について、特例納付の納付書を発行した旨の記載があることから、当時、第 2 回特例納付の納付書が申立人に発行されたものと推認でき、申立人が納付したとする保険料額も、申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間は強制加入期間であり、特例納付により保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ地区に居住していた納税組合の元組合長は、「特例納付のことはよく記憶している。私自身も過去の未納分を特

例納付で納付した。私以外にも多くの組合員が特例納付で過去の未納分を納付していたので、申立人も納付していたと思う。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、結婚する直前の昭和 63 年 5 月ごろ、国民年金の加入手続を行った。その際に窓口の担当者から 2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができるとの説明を受けたので、すぐに申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 5 月ごろ、国民年金の加入手続を行った際に窓口の担当者から 2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができるとの説明を受け、すぐに申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、申立人への意見聴取において、国民年金の加入手続状況及び申立期間の保険料を納付した際の状況について、具体的かつ詳細に記憶していることや、申立人の納付記録によると、申立期間と第 3 号被保険者期間に挟まれた同年 4 月及び同年 5 月が納付済みとされていることを考え併せれば、申立人がさかのぼって納付可能な申立期間の保険料を納付したとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和 63 年 5 月ごろは、結婚を直後に控えていた時期であったことから、その時点でさかのぼることができる期間の国民年金保険料はすべて納付したと主張しているところ、保険料を納付した時期や動機が明確であるとともに、申立人が納付したとする申立期間の保険料額も実際の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

昭和50年、厚生年金保険の資格を喪失した後に、国民年金の加入手続をした。資格取得日が昭和50年2月21日となっているので、この日に手続したはずであり、手続してすぐに国民年金保険料を納めないとは考えられず、納めたはずの保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月という短期間であり、申立人は学生であった任意加入期間と申立期間を除き未納期間及び未加入期間は無く、前納制度も利用しているなど国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月26日に払い出されているが、申立人は資格取得日が50年2月21日となっているので、この日に手続をしたはずであると主張しているところ、当該払出簿の前後の任意加入者の資格取得日と相当期間の前後した差がある者が判明したことを踏まえると、申立人が昭和50年度^{びょう}になってから加入手続を行ったとは考え難く、払出簿に記載された内容の信憑性が疑われ、申立人が主張するとおり、昭和50年2月ごろ加入手続が行われた可能性があると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年3月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間①は、国民年金の加入及び納付等の手続はすべて母親任せだったので詳しいことは何も分からないが、私が20歳になった当時、国民年金保険料の集金のために自宅兼店舗に出入りしていた男性に勧められて母親が加入の手続をしてくれたと思っている。後に私が結婚して家を出る時、グレーかベージュ色の手帳を母親から渡された記憶があり、同じく母親が手続をしていた兄たちには納付の記録が残っているのに、私だけが未納になっていることは納得できない。

申立期間②は、結婚後で、納付場所は一定してはいなかったが、私が主人の国民年金保険料と一緒に納付していた時期なので、主人の記録が納付済みなのに私だけが未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は結婚後のことであり、夫の国民年金保険料と共に自身の保険料を納付していたにもかかわらず自分の分だけが未納とされていることは納得できないとしているところ、納付済みとされている期間について夫婦一緒に国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立期間において同時に保険料を納付していたとされる申立人の夫については納付済みとなっていることから、申立内容に特段不自然な点は認められない。

また、申立人の記録では、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化も認

められないことから、途中の申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 59 年 4 月以降は前納しているなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、自分自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、亡くなった母親がすべての手続きしてくれたはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 6 月に市に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和20年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月11日から同年6月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録では、A社B工場の記録が昭和20年3月11日資格喪失となっており、同年6月1日よりA社C工場で資格取得となっている。当時勤務していたA社B工場は、空襲により焼失したが、翌日からA社C工場にて勤務を続けた。一日も休むことなく働き、給与も貰っていたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D本部が昭和62年12月18日に発行した退職の際の証明書及び申立内容から判断すると、申立人が申立期間A社に継続して勤務し（昭和20年3月11日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿から確認できる昭和20年6月の標準報酬等級の記載から70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が提出したA社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に、申立人の資格取得日が昭和20年6月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 14 日から 40 年 10 月 20 日まで

A病院で勤務していた厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、結婚退職後、再就職が決まっており、子育て終了後も仕事をする予定だったので、脱退手当金を請求するはずがない。

また、脱退手当金の支給を受けるのであれば、厚生年金保険の被保険者期間の一部ではなく、その前の被保険者期間も含めて脱退手当金を受け取るはずである。当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立てに係る事業所は、退職者に対して脱退手当金に関する説明は行っておらず、社会保険事務所への代理請求も行っていないとしている。

さらに、申立人の事業所別被保険者名簿の氏名は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 12 月 2 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求しているとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

A株式会社の事業主は、申立人が主張する昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年4月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月から同年7月まで7,000円、同年8月から27年10月まで6,000円、同年11月から28年3月まで8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から28年4月9日まで

社会保険庁の記録は無いと言われたが、昭和26年5月から28年4月まで、A株式会社で働いていた。給与明細書等は残っていないが、当該期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の従業員証明書から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の管理する申立人の係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が昭和26年5月1日にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年4月9日に資格を喪失した旨の記載があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA株式会社において昭和26年5月1日に被保険者資格を取得し、28年4月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和26年5月から同年7月まで7,000円、同年8月から27年10月まで6,000円、同年11月から28年3月まで8,000円とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和25年7月1日に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を26年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月30日から7月1日まで
② 昭和26年5月31日から6月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和25年6月30日に資格喪失し、同年7月1日に資格取得。さらに、26年5月31日に喪失し、同年6月1日に資格取得となっているが、継続して勤務してきた。2か月抜けているのは会社の事務手続き上のミスと思われるので当該申立期間を厚生年金の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書・人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和25年7月1日に同社B営業部から同社C外務部に異動、26年6月1日に同社C外務部から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和25年5月の社会保険事務所の記録から5,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、26年4月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては確認できる資料が無いため不明としているが、申立人の資格喪失日について、申立期間①は、事業主が資格喪失日を昭和25年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日として、申立期間②は、26年6月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考

え難いことから、事業主がそれぞれ同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 25 年 6 月分及び 26 年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和33年7月1日、資格喪失日に係る記録を37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を33年7月から34年9月までは1万6,000円、同年10月から35年7月までは1万8,000円、同年8月から36年6月までは2万2,000円、同年7月から37年2月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から37年3月1日まで

社会保険庁の記録によると、昭和33年7月1日から37年3月1日の期間における被保険者期間が欠落しているが、同期間はA社グループのB社に転勤した期間であり、A社グループには26年4月1日に入社以来、平成5年1月31日に退社するまで在籍していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社グループ本社による申立人の人事台帳の写し及び在籍証明書により、申立人がA社グループに継続して勤務し（昭和33年7月1日に同グループC社から同グループB社に異動、37年3月1日に同グループB社から同グループD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と生年月日が近く、かつ同時期に入社した社員の標準報酬月額を参考に、昭和33年7月から34年9月までは1万6,000円、同年10月から35年7月までは1万8,000円、同年8月から36年6月までは2万2,000円、同年7月から37年2月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保

険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月21日から同年11月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月1日から同年7月1日まで
② 昭和41年10月21日から同年11月6日まで
③ 昭和57年6月1日から同年9月1日まで

社会保険庁に照会したところ、C社に勤務していた申立期間①及びD社に勤務していた申立期間③については、勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無く、申立期間②については、社会保険庁の記録では、昭和41年9月21日に資格喪失し、同年11月6日に資格取得となっているが、実際はA社B工場から同社E工場への転勤であり、継続して勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社E工場の事業を引き継いでいるF社の回答から判断すると、申立人が申立期間②についてA社に継続して勤務し(昭和41年11月6日に同社B工場から同社E工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、複数の同僚からC社に入社した日を聴取したところ、入社日と厚生年金保険の資格取得日に1か月から4か月程度の開きがあり、同社では、入社して数か月経過後に厚生年金保険の資格を取得させていることがうかがえる。

また、申立期間③については、D社より提出された健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書に申立人の氏名は確認できないほか、

同社は「採用後、2か月後に厚生年金保険への資格取得届を行っている」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また申立期間②の標準報酬月額については、昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に、行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 25 日から 39 年 8 月 20 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 26 日まで

平成 12 年に社会保険事務所で年金の記録を確認したところ、脱退手当金を受給していると知らされたが、脱退手当金についての説明は無かった。

そこで、平成 19 年に社会保険事務所に申立期間について期間照会を申し出たところ、「脱退手当金が支給済で、厚生年金保険は受給できない」との回答を得た。

私は、脱退手当金を受給した覚えは全く無いので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所の被保険者名簿に記載されている、支給要件を満たす女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 31 名中 5 名と少なく、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立に係る最終事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間が比較的短期間である上、その後に准看護師資格を取得している事実を踏まえると、脱退手当金が支給されたとされる当時、申立人は引き続き勤務する意思を有していたものと認められることから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年10月までの期間、49年10月から同年12月までの期間、51年2月から52年12月までの期間及び61年11月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年10月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで
③ 昭和51年2月から52年12月まで
④ 昭和61年11月から62年3月まで

私は、昭和47年8月に会社を退職した際、自分で区役所に行って国民年金の加入手続を行った。その後の保険料納付は金融機関や区役所の窓口で納付しており、自分で納付できない時は、母親に頼んで振り込んでもらっていたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月に会社を退職した後に区役所で国民年金の加入手続を行い、以後、すべての申立期間について、申立人又はその母親が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料の納付状況の記憶も曖昧であり、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、前後の任意加入者の資格取得日から申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月24日ごろに払い出されたことが推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間①及び②については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間③については、区役所が保管している昭和 52 年度収滞納リストでは、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの保険料が区役所の納付書により、加入手続を行った直後の同年 5 月 4 日に納付されたことは確認できるが、申立期間③の保険料を納付していたことまでをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間④については、区役所が保管している昭和 62 年度及び 63 年度収滞納リストに申立人に係る被保険者氏名及び納付記録が見当たらないにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料が納付済みとされていることから、当該期間の保険料納付は過年度納付されたものと推認でき、申立期間④の加入手続は平成元年 4 月以降に行われ、申立期間④は、時効により保険料を納付できない期間であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1443

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和51年5月に申立期間の国民年金保険料を銀行で納付したが、社会保険庁の記録では、未納として処理されている。申立期間は、保険料を納付した時点では時効により納付できない期間であり、私に保険料を還付したとの説明を受けたが、私は還付請求した記憶も無く、還付も受けていないので、申立期間について保険料納付を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書から申立期間に係る国民年金保険料が昭和51年5月に納付されていることが確認できるものの、その納付された時点で過年度保険料である申立期間の保険料を納付することができる2年の時効期限は経過しており、本来、保険料を納付することができなかつた期間である。

また、社会保険庁の特殊台帳によると申立期間の国民年金保険料を、昭和51年7月に還付決定した旨の記録がされていることが確認でき、本来、納付することができなかつた期間である申立期間の保険料の還付手続が行われたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年ごろ集金人に勧められ、国民年金の加入手続をし、その際に「今からでも最初にさかのぼって国民年金保険料を納めると年金がたくさんもらえる。」と言われ、36 年から 38 年までの保険料をまとめて納付した。その後は、国民年金保険料を毎月集金人に納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年ごろに国民年金に加入し、夫婦二人分の 36 年から 38 年までの国民年金保険料を集金人にまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録及び申立人が所持している国民年金手帳から、41 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料が納付できない期間である。

また、申立期間について、申立人の夫も国民年金保険料は未納となっている上、申立人とその夫は、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について、同様に特例納付及び同一日に過年度納付を行っていることが確認でき、申立内容に係る記憶は、この当時の記憶と考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの期間及び平成 3 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで
② 平成 3 年 2 月

私は、毎回、会社を退職した日の翌日に区役所の出張所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続も行っていった。加入手続を行った日付は国民年金手帳に記載されている資格取得日と一致している。また、平成 3 年 2 月 16 日に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、その窓口の職員が、国民年金手帳の国民年金の記録の被保険者となった日の欄に 7 年 3 月 31 日と誤って記載したので訂正印を押してもらおうよう依頼したが、その職員から、「区のゴム印が押されているから大丈夫です。」と言われたことを記憶している。私の母親は、申立期間①及び②当時、私が渡した納付書と現金を持って、毎月、銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の所持する国民年金手帳に記載された資格取得日である昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 2 月から平成元年 3 月までの間に払い出されていることが確認でき、申立内容と合致しない上、仮に、61 年 2 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された場合でも、その時点で、申立期間①の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、平成7年5月になって初めて国民年金の強制加入期間として登録され、申立期間②当時、未加入期間であったことが確認でき、その時点では保険料を納付することはできず、同年5月時点においても時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立人の所持する国民年金手帳の被保険者になった日の欄に記載された平成7年3月31日の上に二重線が引かれ、3年2月16日に訂正されていることから、同年2月16日に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと述べているが、同年2月当時に7年3月31日の日付を記載したとは考え難く、申立人が同年3月31日に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際に、区役所の担当者がさかのぼって資格が取得された日を3年2月16日と記載すべきところ、誤って切替手続きを行った当日の日付を記載してしまったことから訂正したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 48 年 4 月まで

私は、義兄に勧められ、時期は憶えていないが国民年金の加入手続を市役所分室で行い、その際に 20 歳にさかのぼり保険料を納付できるということを聞いたので、納付金額は憶えていないが 20 歳にさかのぼって保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 9 月に申立人の姉と連番で払い出されており、同時に国民年金に加入しているその姉は 30 歳までさかのぼって保険料を納付していることから、申立人も同様に記録どおり 30 歳までさかのぼって保険料を納付したものと推認される。

また、申立人は国民年金の加入手続、国民年金保険料額等の記憶が曖昧あいまいであり、特にさかのぼって納付したとする保険料額についての記憶はなく、国民年金の加入状況、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 44 年 6 月まで

私は、昭和 40 年に大学を卒業した時、国民年金に加入して、未納となっていた学生時代の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した。納付額は 1 万円くらいであったと思う。国民年金手帳は、横長の領収書や A 厚生事業団の領収書を貼付してきたため厚くなったので、2 冊目の手帳を受領した時に処分した。大学卒業後も保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年に大学を卒業した時、国民年金に加入して、未納となっていた学生時代の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、46 年に払い出されており、同年 9 月に 44 年 7 月からの約 1 万円の保険料をさかのぼって納付したことは確認できるものの、申立期間中の大学生であった期間については、国民年金の任意加入被保険者であることから、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない上、申立人がさかのぼって納付したとする金額も、当時の保険料額と相違している。

また、申立人は、国民年金手帳は、横長の領収書や A 厚生事業団の領収書を貼付してきたため、厚くなったと主張しているところ、申立人の住所地の区役所で領収証書が使用されるようになったのは、申立期間後の昭和 46 年 10 月からであり、その形状は縦長である上、A 厚生事業団が、申立人の国民年金保険料納付を取り扱うようになったのは、47 年 4 月からであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月及び同年2月

私は、平成4年1月ごろ、勤務先の会社を退職する際に、その会社で国民年金の加入手続を行ってもらった。後日、納付書が送付されてきたので、私は、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月ごろ、勤務していた会社が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の勤務していた会社では、申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていなかったことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは6年3月となっているとともに、申立人の納付記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な申立期間直後の4年3月の保険料を過年度納付しており、いずれも申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年3月に払い出されており、その時点で、申立期間のうち、4年1月は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの期間、54年8月から同年10月までの期間及び59年12月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から同年12月まで
② 昭和54年8月から同年10月まで
③ 昭和59年12月から60年2月まで

申立期間①については、昭和53年10月にそれまで勤めていた会社を退職した後、国民年金に加入し、その際に町役場で保険料も納付した。

申立期間②については、昭和54年8月ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、後日区役所で保険料を納付した。

申立期間③については、昭和62年7月以降に国民年金の加入手続を行い、63年に妻が保険料を納付した。申立期間は全部納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③のそれぞれ国民年金への加入手続を行い、申立期間①は加入手続の時に、申立期間②は加入手続後数日後に、申立期間③は昭和63年ごろに国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①、②及び③の期間は、いずれも平成5年4月に厚生年金保険の記録と国民年金の記録の統合を行った際に国民年金の期間として未納とされた期間であることが確認でき、それぞれの申立期間当時に国民年金の加入手続、切替手続を行ったことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年1月に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 54 年 3 月まで

昭和 48 年 6 月にそれまで勤めていた会社を退職した後も、国民年金に加入しており、納付書で納付したり、「組」でお金を集めにきたので納付した時もある。国民年金保険料は全部納付済みだと思っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 6 月に会社を退職した後も引き続き国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金へ未加入の期間であるとともに、申立人は任意加入していることから、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人に昭和 48 年ごろに国民年金の加入手続を行った記憶や国民年金手帳を受け取った記憶がないため、国民年金への加入状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1451

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

申立期間当時、私は学生であったため、父親が市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い同時に全額免除の申請を行った。

市役所で全額免除の申請手続きが完了した際に、父親は担当者から「これで2年は免除になる。」と言われたのに、申立期間が全額免除となっておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の全額免除申請を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年4月ごろに払い出されており、平成4年度分の保険料については、免除されその後追納されたことは確認できるものの、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間である平成3年5月から4年3月までの保険料をさかのぼって免除申請することはできない。

また、申立人の父親の申立期間に係る免除申請手続時期についての記憶が曖昧であり、申立期間の免除申請の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 9 月までの期間、2 年 6 月から 3 年 3 月までの期間及び同年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成元年 9 月まで
② 平成 2 年 6 月から 3 年 3 月まで
③ 平成 3 年 5 月から同年 10 月まで

私は、昭和 61 年 5 月に会社を退職したことから厚生年金保険を脱退し、国民年金に加入した。その後、厚生年金保険の加入と脱退を数回繰り返したが、厚生年金保険を脱退した際等には、その都度、私の父親が区役所で私の国民年金資格取得手続きを行い、国民年金保険料を銀行や郵便局で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が厚生年金保険を脱退した際等には、父親が、その都度、申立人の国民年金資格取得手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間に係る国民年金資格の取得時期について、その把握が可能な範囲でみると、申立期間③の資格取得日「平成 3 年 5 月 21 日」については、行政側が、その 1 年以上後の 5 年 2 月 23 日に資格取得記録をさかのぼって追加したことが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録(1)に記載された申立期間①、②及び③に係る資格得喪年月日については、その記載状況からみて、同年 2 月 23 日以降において行政側がさかのぼって、まとめて記載したものと推認できることから、申立期間①、②及び③に係る資格取得については、いずれもその時点において手続きを行ったとは考え難い。

また、国民年金保険料の納付についてみると、申立期間①及び②について

は、申立人の国民年金資格取得時期は、前述のとおり、平成5年2月23日以降に行政側が追加したものとみられることから、その時点では申立期間①及び②の保険料のほとんどは時効により納付できず、申立期間③については、直後の3年11月から4年3月までの期間の納付済みとなっている国民年金保険料は、5年12月22日に社会保険事務所から申立人に対し、過年度納付が可能な当該期間分の保険料の納付書が発行されたことにより申立人が納付したことが確認できることから、それ以前の申立期間③は時効により保険料が納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1453

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年10月まで

私は、昭和44年ごろから電気部品組立作業の内職をしていたが、46年の暮れごろに内職の仕事を持ってくる会社の社員から国民年金についての話を聞いたことがきっかけで、47年1月に国民年金に加入したと思う。国民年金の加入手続は区役所で自分が行ったと思う。国民年金の保険料額は定かでないが、毎月自分で送付されてきた納付書を持って郵便局で納付したと思う。未加入とされているのに納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に社会保険事務所から区に払い出されており、申立人は同年11月に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、申立期間は未加入期間であるとともに国民年金保険料は、任意加入した月以降について保険料の納付が可能であることから、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、氏名索引及び払出簿縦覧調査の結果においても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時の区における国民年金保険料の納付方法は3か月単位の納付であったことから、毎月納付していたとする申立人の主張と相違しており、送られてきたとする納付書及び保険料額についても記憶が曖昧であり、納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1454

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から同年 10 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。私の元妻は、申立期間当時、毎月、町内会の役員のような集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金に加入した最初の 1 か月のみ保険料が納付済みで、その直後の申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の元妻は、いつも夫婦二人分の保険料を納付しており、一人分の保険料のみ納付した記憶は無いと証言している。

また、申立人は、申立人の元妻が、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、その元妻は申立期間の保険料が未納とされており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年3月まで
社会保険事務所で、年金記録の確認をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっているとの回答を受けた。国民年金の加入手続については、20歳の頃に母親が行ってくれたと思うし、申立期間の保険料も、毎月100円ずつ、母親が納付してくれていたはずで、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったころ、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も申立人の母親が納付していたはずであると主張しているが、申立人の両親は既に亡くなっており、申立期間当時、家業を手伝っていたとする二人の家政婦からも、申立期間の保険料の納付状況について証言を得ることができなかった。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年12月の時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、過年度納付を行っていた形跡も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁の特殊台帳における申立人の納付記録をみると、昭和38年4月から41年3月まで、「時効消滅」の記載が見られることから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付しようとした時点で、申立期間については、既に納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1456

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から41年11月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度発足と同時に国民年金保険料を納付してきた。結婚して何度か転居したが、納付してきた。申立期間当時は集金人が保険料の集金に来てくれて、夫の給料から保険料が差し引かれるまで集金人に納付していた。

国民年金制度が始まって以来、国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の保険料については集金人に納付してきたと主張しているところ、昭和36年8月の結婚及び転居を機に資格喪失の届出がされていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳に、昭和42年2月に結婚後4か所目の住居地を管轄する社会保険事務所からの連絡により、保険料を納付したことが記録されており、その間の転居に伴う国民年金の手続が行われてはいないと考えられることから、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年2月までの期間及び56年9月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から52年2月まで
② 昭和56年9月から62年6月まで

私は、昭和48年ごろに市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所及び区役所の各出張所で納付書により申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろに市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、市役所及び区役所の各出張所で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年3月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①の全部及び申立期間②の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間①及び②は、合計115か月と長期間に及ぶ上、申立期間②は二つの市区にまたがっていることから、長期間に渡る事務処理を複数の行政が誤ることも考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 10 月に結婚した際、義理の姉が加入手続を行い、過去の保険料を 20 歳までさかのぼって一括納付してくれたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月に結婚した際、義理の姉が加入手続を行い、その時点で未納となっていた申立期間の国民年金保険料を義理の姉がさかのぼって納付してくれたと主張しているが、その義理の姉からは、結婚前の申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせるまでの証言は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 53 年 11 月であり、その時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 46 年 7 月まで
国民年金の加入手続の時期や場所等は、よく覚えていない。

また、時期はよく覚えていないが、市から未納となっている期間の保険料を納付できるとの通知があり、市に赴き、その場で納付書を発行してもらい、市の出納係に納付した。

納付したことにより、市の担当者からこれで未納は無くなったと言われたことをよく覚えているので、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市から未納となっている期間の国民年金保険料を納付できるとの通知により保険料を納付したとしているところ、確かに、申立人の納付記録によると、昭和 55 年当時に実施されていた第 3 回目の特例納付により 55 年 6 月に保険料を納付していることが確認できるが、その納付期間は申立期間直後の 46 年 8 月から 53 年 3 月までとなっており、申立期間は含まれていない。

また、申立人は、未納期間について、さかのぼって納付したとする保険料額の記憶が定かでなく、さかのぼって納付した時期、回数についての記憶も曖昧なため、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までの期間及び 16 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 平成 10 年 10 月から 11 年 3 月まで
③ 平成 16 年 8 月から同年 9 月まで

昭和 52 年ごろ、妻が市役所に相談に行き国民年金の加入手続をした。私
が実際に手続をしたのではないので詳しいことは分からないが、市役所で
書類を提出してから 1 か月ほどして納付書が送られてきたので銀行で納付
したと聞いている。加入後は、保険料を滞ることなく妻が納付しているは
ずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年ごろ、妻が市役所において国民年金の加入手続をした
と主張しているが、申立人は加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関
与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人
の妻の記憶も、申立期間①当時の納付方法について 3 か月納付であるところ
毎月納付としたとの記憶であるなど、曖昧であること^{あいまい}からその加入状況及び
保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 6 月に払い出されている
ことが確認でき、当時、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を
納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ
とをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は、申立人の妻が保険料を
納付していたと主張するところ、申立人の妻は、具体的な納付状況について
記憶が無いことから、その納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月まで

私は、年金手帳に記載された国民年金の「被保険者となった日」が昭和 57 年 4 月 1 日でありながら、その日から 58 年 6 月まで国民年金保険料が未納とされているのは、納得がいかない。私の母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、また、両親の年金保険料が納められていることを考えると、私の分だけが未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格取得年月日が昭和 57 年 4 月 1 日であることから、昭和 57 年度から国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼって記載されるものであり、保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月に払い出されたことが確認でき、この時点で、過年度納付が可能であった 58 年 7 月以降の保険料は納付されていることが確認できるものの、申立期間は時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月10日から36年3月1日まで

私は、平成19年6月12日に社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けているため、年金額の計算には算入されない旨の回答を受けた。昭和36年3月15日に結婚し、主人の生家の一週間いた後にI市に住んでいる。よって脱退手当金の支給は絶対あり得ないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失である昭和36年3月の前後3年以内に資格喪失した者20名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14名について、資格喪失日の約1か月から6か月で支給されていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないというほかに受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 8 日から 42 年 9 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務した昭和 36 年 2 月 8 日から 42 年 9 月 21 日の期間は脱退手当金が支給されていることになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

もし、自分で請求手続きをしていれば、申立期間の前に勤めていたB社の厚生年金保険についてももらっていたと思う。

脱退手当金は絶対に受け取っていないし、記録が支給済となっていることに納得がいかないのので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた当該事業所の厚生年金被保険者名簿の申立人の記録が記載されているページを含む36ページに記載されている女性268名のうち、脱退手当金の支給を示す「脱」表示がある者は44名おり、うち32名については6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先の確認できた23名に対して確認（16名から回答）したところ、6名からは会社が代理請求をし、脱退手当金を受給したとの回答があったことを踏まえると、事業主による代理請求があったことがうかがえる。

また、申立人についても、仮に申立人が脱退手当金の請求手続きをしていたならば、申立期間前に勤務していたB社での厚生年金についても併せて請求していたと思われるが、B社での厚生年金保険被保険者の記号番号は、別番号で管理されていたことから判断すると、当該事業所がB社での厚生年金の被保険者記録を知らず、当該事業所に在籍していた期間のみについて代理請求がなされたものとするのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失後約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給して

いないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 550

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 61 年まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、私は、昭和 61 年 11 月に A 区にあった社会保険事務所の窓口で自分の厚生年金保険料として一括で 85 万円納付した記憶がある。保険料納付を確認できる資料は無いが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間、B社の代表取締役であったことが閉鎖事項全部証明書より確認できる。

しかし、B社は、社会保険庁の記録では適用事業所となっていない。

また、申立人が主張している厚生年金保険料を一括で納付した事実は確認できなかった。

加えて、昭和 60 年 3 月 26 日から平成 19 年 12 月 8 日まで C 市の国民健康保険に加入している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月2日から42年11月7日まで
昭和40年8月2日から42年11月7日まで、A社に勤務していました。
平成19年8月30日に社会保険事務所で、同社に勤務していた期間について確認したところ「脱退手当金として精算済み」との回答をもらいました。
退職時、同社からは脱退手当金の説明はなく、私は、請求した記憶は無いので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が付されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 10 日から 40 年 1 月 21 日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社における資格取得日が昭和 40 年 1 月 21 日となっており、申立期間について同社の加入記録が無い旨の回答を得た。しかし、申立期間についても同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 3 月 3 日から 40 年 5 月 14 日までの期間、A社における雇用保険の記録があり、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

また、申立人は「A社において、トラック運転手の助手をしており、昭和 39 年 11 月 27 日に大型免許を取得した後に、トラック運転手となった」と供述していることから、申立人が大型免許を取得した後に申立人の雇用条件に何らかの変化があったと考えられる。

さらに、A社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の適用に係る勤務記録や給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、複数の同僚に照会をしたものの、申立内容を確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 25 日から 46 年 2 月 27 日まで
社会保険庁の記録では、私がA社に勤務していた期間について脱退手当金支給済となっていた。

しかし、退職に伴い、総務担当者から脱退手当金の制度や受給希望の有無について口頭で説明を受けたが、脱退手当金の制度については充分認識していたので、厚生年金保険の被保険者期間として将来年金として受給できるように取り扱ってほしい旨を伝えた。

また、自分で役所に赴いて脱退手当金の請求手続きを行ったことはないの
で、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の被保険者原票の申立人の記録には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 554

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 9 月から 20 年 4 月まで
② 昭和 22 年 5 月から同年 12 月まで

私は年金に関する問題が発生して以来、新聞及び友人の話等から戦時中における勤労働員令による軍需工場勤務も厚生年金保険法の対象になる旨を見聞きしたため、昭和 19 年 9 月から 20 年 4 月まで A 社で勤務していた期間を調査してもらいたい。また、戦争から復員後の大学在学中に、父親からの紹介により B 社の下請会社であった C 社にアルバイト学生として採用され、D において勤務していた期間についても調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、在籍していた大学から勤労働員令により A 社に学徒動員として派遣され勤務していたと説明しているところ、A 社は、E 史資料室が保管する「F 工場名簿・労働組合名鑑」に戦時中の協力工場として記載があることから、申立人は、軍需工場であった A 社に学徒動員により勤務していたと推認することができる。

しかし、A 社が、保存している「昭和 19 年資格取得届」には申立人の記録は確認できないと回答しており、その他の関連資料は保存されていないため、①の期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの保険料控除について確認はできない。

また、学徒動員については、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号。昭和 19 年 6 月 1 日以降は、厚生年金保険法施行令）及び昭和 19 年厚生省告示第 50 号（通年勤労働員学徒指定）により、厚生年金保険の被保険者たる者として指定されていることが確認でき、厚生年金保険の被保険者から除外されている。

さらに、学徒勤労令（昭和 19 年 8 月 23 日勅令第 518 号）及び学徒勤労令施行規則（昭和 19 年 8 月 23 日文部、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

なお、申立人と同じ大学から学徒動員によりA社に派遣され、一緒に働いていたと記憶している同級生2人についても、①の期間のA社における厚生年金保険被保険者名簿に氏名は確認できない。

このほか、申立人の①の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

②の期間について、社会保険庁の記録では、C社は②の期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社の商業登記簿謄本は確認できず、事業主の所在は不明のため、②の期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、C社において採用され申立人と同様に学生アルバイトとして勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできない。

このほか、申立人の②の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 6 日から 46 年 11 月 1 日まで
平成 9 年の、基礎年金番号通知書の送付時に同封されていた年金記録には、過去に正社員として勤務していた 2 社が脱退手当金支給済みとされていた。しかし、A 社で勤務していた期間については脱退手当金を受給した事実は無いので、支給済みの記録は間違いである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる申立人の主張を裏付ける事実は無い。

また、申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、オンライン記録では、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 12 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

このほか、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 556

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から24年10月1日まで

私は、昭和22年10月1日から24年10月1日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。

B社が解散するとき、A社から電話交換手として勤めないかとの誘いがあったのでA社に入社した。A社に勤務していたことに間違い無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和23年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち22年10月から23年9月までは、厚生年金保険が適用となっていない。

また、申立人が当時の同僚であったと主張する2名についてもA社における厚生年金保険の加入記録がないことから、A社では従業員すべてを厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

加えて、A社は昭和29年3月31日に全喪し、現存していない上、当時の事業主も既に他界し、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無いことから、申立人の厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、昭和23年10月（A社の新規適用日）から24年10月までに被保険者資格を取得した者の中に、申立人の記録は見当たらず、同名簿に健康保険番号の欠番も無い。

このほか、当時の同僚の証言を得ることができず、申立人の保険料控除の記

憶も曖昧^{あいまい}で、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月から 53 年 6 月まで
② 平成元年 8 月 9 日から 2 年 2 月 1 日まで

A社に昭和 51 年 10 月から 53 年 6 月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が無く、またB社には平成元年 8 月 9 日から 10 年 3 月 1 日まで勤務していたが、元年 8 月 9 日から 2 年 2 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無い。

7 年前に給与明細書は破棄してしまい残っていないが、両社の給与明細書から保険料が控除されていたことを憶えているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立期間の①及び②について、申立人の雇用保険の加入記録からA社及びB社に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、申立人が述べていた同僚は、既に死亡しており、事業主及び申立人の申立期間に同じ職種に従事していた 2 名の従業員に照会をしたものの、申立内容を確認できる供述を得ることができなかった。

申立期間②について、B社に関する厚生年金基金を扱って代理手続をしていたC健康保険組合における申立人の厚生年金基金の記録は、社会保険庁の記録と同じであり、申立期間②は保険料を控除していないとしている。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 5 日から同年 9 月 11 日まで
② 昭和 47 年 9 月 11 日から 48 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 6 月 5 日から同年 9 月 1 日まで

A社及びB社において、総務として託児所に勤務する保母の管理をしており、A社からB社に移籍して2か月後に総務課長になった。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①、②及び③の期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

①の期間については、申立人の雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言からA社で勤務していたことが確認できるが、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 48 年 5 月 1 日であり、当該申立期間においては適用事業所ではない。

また、同新規適用日から被保険者資格取得日が昭和 48 年 8 月末までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

さらに、A社の同僚は、当時3か月間の試用期間の後に正社員になったと証言している。

一方、②の期間については、申立人の雇用保険の加入記録からB社で勤務していたことが確認できるが、昭和 48 年 6 月 1 日からB社は厚生年金保険の新規適用となっており、当該期間においては適用事業所ではない。

また、B社の同僚は、B社が厚生年金保険の適用事業所でなかったこの期間は国民年金に加入していたと証言している。

さらに、申立人と同様に、B社で昭和 48 年 6 月 1 日に資格取得し、同年 6 月 5 日に資格喪失している同僚が一人いるが、申立てに係る証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人は①、②及び③の期間における厚生年金保険料控除についての記憶も曖昧であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 46 年 7 月ごろから同年 9 月ごろまで

私は昭和 43 年 8 月ごろから同年 11 月ごろまで、D 市にあった A 会館の新規開店の際に、厚生年金保険に加入させるという約束で入社し勤務していた。

また、昭和 46 年 7 月ごろから同年 9 月ごろまで、B 社で鉄鋼の溶接の仕事を習っていた。同社では実弟も働いていた。当時の記録を再度調べて厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、保険料控除に関する具体的な記憶も無い。

申立期間①については、申立人が昭和 43 年 10 月 15 日交付の失業保険者証を保管していることから、A 会館に在職していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとする A 会館の存在は確認できたが、同会館は厚生年金保険適用事業所となっておらず、申立人自身も同会館が適用事業所でなかったことを申立期間当時から承知していた。

また、申立人は「A 会館の新規開店の際に C という人に勧誘され、その時に C 氏自身が E 市で経営していた別会社の厚生年金保険に加入させるという約束があった」と申し立てていることから、E 市内の同じ生年月日の厚生年金保険適用記録のある女性 32 名の調査をしたが、申立人の名前は見あたらなかった。

さらに、申立人が主張する C 氏が E 市に所有していたという事業所に関しては、C という姓のみでフルネームが分からないこと、申立人がいうリフレッシュという業態については、どのようなものか判明しないことから、事業所そのものを確認できなかった。

申立期間②については、B 社で働いていた申立人の実弟の証言により、同社

に在職していたことは確認できる。しかし、申立人の実弟によると、「B社は電気機械の修理、鉄鋼の溶接及び自動車の修理等という三つの業務があり、業務ごとに職場が異なっていた。自分は、申立人とは別の電気関係の業務をしており、鉄鋼の溶接の業務をしていた申立人の勤務期間、職務内容に関しては分からない」と証言している。

また、B社には溶接の仕事をしていた同僚の女性が数名おり、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できるが、申立人は「溶接をしていた女性達は、公共職業安定所の訓練校等を出るなど資格を取得していた」と述べているものの、申立人自身は同社に入社して初めて溶接の仕事を習ったと陳述しており、同社では厚生年金保険の加入について区別していたのではないかと推察される。

さらに、同僚のうち1名は、「B社には1か月の試用期間があった」と証言している。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 61 年 5 月 30 日まで

私は昭和 56 年 5 月 1 日から 61 年 5 月 30 日まで、B 市にあった C 学園（現在は、D）内の、A 社の営業所であった職員クラブで働いていた。同職員クラブで当時税務調査を受けた記憶もあるが、厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が申立期間勤務していたとされる A 社は、E 社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、複数の元同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 33 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 32 年 4 月ごろから 33 年 3 月 26 日まで A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入の期間があるのは納得できない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、同僚の証言により、A 社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は当時の給与明細書等の資料を保持しておらず、A 社においては、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

また、申立人は、入社当初は見習いとして塗装を中心とした雑用をしていたと証言している。

さらに、申立人が記憶している同僚の 1 人は、入社後、約 7 か月後に被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月12日から24年9月1日まで
② 昭和28年2月1日から同年5月1日まで

私は、昭和22年4月12日から28年2月1日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所の回答では、このうち22年4月12日から24年9月1日は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。

また、A社から独立し、B社が設立されるにあたり、A社からB社に移籍することとなり、昭和28年2月1日から43年5月11日まで、B社に勤務していたが、社会保険事務所の回答では、このうち28年2月1日から同年5月1日までは、厚生年金保険に加入していないとのことであった。これらの期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に入社に至った当時の状況や事業主の氏名等を記憶していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険が適用となっておらず、現在の事業主は、「A社とB社は独立した別会社であり、新規適用となる以前から従業員がおり、申立人はこの中の一人であったと思う」旨の証言している。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持していない。

さらに、A社及びB社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人が記憶していたA社及びB社の同僚は既に他界していて、申立てに係る証言を得ることはできない。

このほか、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたとの記憶も曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和37年1月から同年8月1日まで

私は、昭和36年2月1日から同年4月1日までA社（現在は、解散 以下同じ）に勤務していた。また、37年1月から同年8月1日までB社C営業所（現在は、B社D支社 以下同じ）に勤務していた。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、一緒に勤務した同僚の氏名や作業内容について記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人と同時期に同様の業務に従事していた元社員は、自身の厚生年金保険の加入記録について、入社してすぐに厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、A社は、昭和49年12月3日に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存されておらず、申立人に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚の連絡先が確認できず、証言が得られない。

加えて、社会保険庁が保管する当該事業所の資格取得日が昭和35年4月5日から36年4月19日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間の整理番号に欠番は無い。

②の期間について、B社D支社では、同社の人事記録に記載されている昭和37年7月5日（入社日）から同年12月27日（退社日）の期間は、申立人は営業職員任用前の試用期間であり、当時は入社から6か月後に資格取得の手續

きを行っており、申立人は資格取得の手続き前に退職したと思われると回答している。

また、申立人は当時の同僚についての記憶が無く、証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所の資格取得日が昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の勤務期間についての記憶も曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであった。
全く身に覚えの無いことで、脱退手当金を受給したことは無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和34年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金が支給されたとされる時期は通算年金制度創設前であったところ、申立人が「退職後、当分働くつもりが無かった」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 12 月 11 日まで
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の被保険者期間が昭和 44 年 12 月 11 日から 46 年 12 月 2 日までとなっているが、実際には 43 年 3 月 1 日に入社し、46 年 12 月 2 日に退職するまで勤務していた。

昭和 43 年 6 月交付のB技能講習修了証を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当時の総務担当者は「臨時社員や季節労働者は厚生年金保険に加入していなかった」とし、元従業員も「当該事業所には臨時社員や季節労働者がいた」と証言しており、他の元従業員も「臨時社員から正社員になった時に厚生年金保険に加入した」と証言している。

さらに、元従業員から申立人の勤務形態についての明確な証言は無く、申立人自身も、申立期間に正社員であったかどうか記憶していないとしていることから、申立人の申立期間当時の雇用形態を確認することができない。

加えて、元従業員はB技能講習について正社員以外でも受講していたとしている。

このほか、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 6 月 5 日まで

昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 6 月 5 日の期間について被保険者としての記録が無かったが、A社に採用された時期と自動二輪の免許取得年が同じだったので入社したのは 47 年である。雇用保険については憶えていないが、厚生年金保険料及び健康保険料は給与から天引きされていたと思われる。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、A社の申立人に係る退職金支払伝票には、申立人は昭和 48 年 11 月 21 日に入社し、57 年 1 月 15 日退職となっている。

さらに、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録はほぼ一致している。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 42 年 2 月 16 日まで

私は、平成 20 年 2 月中旬ごろ社会保険事務所に行き、申立期間の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給済みと言われた。

退職後、B 市へ転出したので、一時金を受け取った記憶はありません。申立期間については、脱退手当金の手続きをしていないので、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 信用組合の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、同時期に退職した女性従業員の記録を調べたところ、脱退手当金を受給した 8 人は、退職以降 1 か月から 7 か月で支給されている。

さらに、同僚 3 人にそれぞれ確認したところ、脱退手当金を受け取ったことを認識している。

ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 568

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月ごろから26年7月ごろまで
私は、昭和24年6月ごろから26年7月ごろまで、A社に勤務していた。仕事の内容は、糸を紡いだり、機織りで、月曜日から土曜日まで働いた。同じ会社には、親類の姉妹も一緒に働いていた。社員数は30人ほどで、寮には10人くらい住み込んでいた。また、健康保険証はもらったことは覚えているが、国民健康保険の手続はしていなかった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が勤務したというA社は、厚生年金保険適用事業所であったとする記録は無い。また、商業登記簿謄本でも該当する事業所の記録が確認できない上、商工会議所及びA社と同様の業種を営む者からの聴取により、申立人の主張する勤務地であるB市「C」駅周辺の紡績工場等の調査も行ったが、当該事業所は特定できなかった。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする親類の姉妹について、申立人はその氏名を記憶しておらず、当時の同僚等の記憶も無いことから、申立に係わる事実を確認できる供述等を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

このほか、申立てに係わる事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 6 日から 36 年 7 月 27 日まで
平成 14 年頃に社会保険事務所に行った時に、A社に勤めた期間については、脱退手当金として処理されていると説明を受けました。
脱退手当金のような年金の掛金を中途でおろせる制度があることは知らなかったし、まして、本人の知らないところで脱退手当金の手続きがされているなど、考えてもみませんでした。
脱退手当金が支給されている処理になっているのは、納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 36 年 7 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名について、資格喪失日の約 2 か月から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることや同僚の証言などを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。